

消防用設備等定期点検業務委託仕様書

- 1 委託名 消防用設備等定期点検業務(市内8小学校)
- 2 点検施設 片塩・高田・土庫・浮孔・磐園・陵西・菅原・浮孔西小学校

名称	住所	対象建物	面積
片塩小学校	大和高田市旭北町2番1号	校舎、体育館	8,101.6㎡
高田小学校	大和高田市大中東町5番15号	校舎、体育館	4,347.8㎡
土庫小学校	大和高田市土庫3丁目2番61号	校舎、体育館	4,007.2㎡
浮孔小学校	大和高田市中三倉堂2丁目5番43号	校舎、体育館	6,480.6㎡
磐園小学校	大和高田市大字有井1番地	校舎、体育館	6,011.1㎡
陵西小学校	大和高田市大字池田3番地	校舎、体育館	6,258.1㎡
菅原小学校	大和高田市大字根成柿436番地	校舎、体育館	5,046.5㎡
浮孔西小学校	大和高田市曾大根1丁目5番1号	校舎、体育館	5,556.4㎡

- 3 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託内容

I 点検業務

点検の基準、期間及び結果報告は、表1によるほか、次に定めるところによる。

- (1)「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)
- (2)「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)

II 点検資格

次の各号のいずれかの資格を有する者であること。

- ①「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有するもの
- ②「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有するもの
- ③「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有するもの
- ④「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有するもの

ただし、表1中の※については、「消防設備点検資格者の第2種資格者」、「消防設備士甲種又は乙種の第5類及び電気工事士又は電気主任技術者」又は「消防設備士乙種の第7類及び電気工事士又は電気主任技術者」のいずれかの資格を有する者であること。

点検は、表1に定める資格を有する者が行うものとする。

表1

消防用設備等の種類			点検資格			点検周期	
			消防設備 点検資格者	消防設備士		機器点検	総合点検
第1種	甲種	乙種					
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第1種	第1類	第6類	※9月末迄に発注者へ報告書を提出すること。	※消防署への提出用報告書について3月末迄に点検を行い、発注者に提出すること。
		屋内消火栓設備		第1類	第1類		
	警報設備	自動火災報知設備	第2種	第4類	第4類		
		漏電火災警報機		第4類	第7類		
		非常警報設備		第4類	第4類・第7類		
	設避難	避難器具		第5類	第5類		
誘導灯及び誘導標識		※					
消火活動上必要な施設	排煙設備			第4類	第4類・第7類		
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、総合操作盤	該当電源、配線等が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者					

III 調査基準

点検業務は、下記の図書に基づいて行う。

- ・建築保全業務共通仕様書及び同解説 平成25年版
発行 一般財団法人 建築保全センター

5 資料の貸与

本市が保有する資料は、資料借用書の作成をもって受託者に無償にて貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、受託者が責任を持って修復すること。受託業務完了後は、貸与資料の内容を確認し、速やかに返却すること。なお、貸与資料については履行期限内であっても、教育委員会事務局教育部教育総務課が返却を求めた場合はすぐに返却すること。

6 点検業務についての留意点

- ・点検を実施する前に受託者は、各学校へ連絡を取り点検実施日を十分協議し、点検実施日行程表を教育委員会事務局教育部教育総務課に提出すること。
- ・受託者は、消防用設備等点検業務完了後、報告書の提出前に各学校の防災責任者の確認印を必ずもらうこと。
- ・受託者は、点検実施後1ヶ月以内に教育委員会事務局教育部教育総務課へ報告内容を説明し、報告書(正1部・副2部)を提出すること。
- ・作業中に諸施設に損害を生じさせた時には、受託者がその責任を負い、速やかに復旧しなければならない。
- ・受託者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに市担当職員と協議を行い、業務の円滑な進捗に期さなければならない。
- ・業務完了後、不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の措置をとること。
- ・本市が求めた場合、教育委員会事務局教育部教育総務課へ出向き、説明・資料提出等の措置をとること。
- ・受託者は本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- ・報告書に設備不良がある場合は、その原因を別紙にて教育委員会事務局教育部教育総務課に報告を行うこと。
- ・受託者は、消火器の抜き取り検査で放射能力の確認を行った消火器は、本数と設置位置を別紙にて教育委員会事務局教育部教育総務課に報告すること。